

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 1 0 月 1 日
担 当 課	スポーツ振興課

契約業者名・住所	スポーツコミュニティテック株式会社 神奈川県横浜市西区北幸 2・9・3 0 横浜西口加藤ビル
工事等の名称	松戸市学校施設開放事業 WEB 管理システム賃貸借（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	システム賃貸借
工事等期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	年額 6, 4 3 3, 8 1 2 円
工事等の概要	学校施設開放事業で発生していた書類をシステム化し、ペーパーレス化および事務負担軽減、効率化を図る。
随意契約の理由	本事業は、スポーツ庁の「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業（学校体育施設の有効活用推進事業）」のモデル事業としてスポーツコミュニティ株式会社が受託した事業であり、本市はトライアル自治体として令和 4 年 1 1 月より令和 7 年 3 月 3 1 日まで学校施設開放予約管理システムの構築に向け、試験的運用を実施してきた。試験運用の結果、①令和 7 年度運用開始に向け、トライアルから継続したシステム運用を行うことで、全体の運用プロセスを効率化し、最適化することができる。②トライアル期間に仮構築したシステムを活用することで初期導入時のコスト削減を図ることができる。 以上のような観点から、これまでの試行状況、業務の遂行内容を鑑み、『スポーツコミュニティテック株式会社が最適な業者である。』従って地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 138 条の第 1 項第 1 号規定を適用し、当該事業者を相手方とした 1 者随意契約とする。 ※なお、スポーツコミュニティテック株式会社はスポーツコミュニティ株式会社からシステム・セキュリティ部門を分離し、子会社として設立されて企業である。

